

国立大学法人奈良教育大学寄附金受入事務取扱規則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成19年10月10日規則第62号
改正 平成24年 2月22日規則第17号
改正 平成25年 1月30日規則第 1号
改正 平成27年 7月29日規則第39号
改正 平成29年10月19日規則第34号

(目的)

第1条 国立大学法人奈良教育大学（以下「本学」という。）における奨学を目的とする寄附金及び教職員が受入れた助成金等（以下「寄附金」という。）の受入れ及び経理に関する事務の取扱いについては、別に定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(寄附受入れの原則)

第2条 寄附金は、国立大学法人法第22条第1項に規定する業務に関連する寄附について受け入れることができる。

2 教職員が次の各号に該当する寄附金を受け入れた場合は、当該教職員が改めて、本学に寄附しなければならない。

- 一 当該教職員の職務上の教育研究に対するもの
- 二 当該寄附金に係る教育研究を本学の施設又は設備等を使用し実施するもの

(受入申請)

第3条 本学において、寄附金を受入れようとする場合は、寄附金受入申請書（別紙第1号様式）に寄附金申込書（別紙第2号様式）、その他参考となる書類を添えて学長に提出するものとする。

(受入れの決定)

第4条 学長は、前条の申請を受理したときは、運営会議の審査を経て、受入れを決定するものとする。

(受入れの通知)

第5条 学長は、寄附金の受入れを決定したときは、寄附金受入決定通知書（別紙第3号様式）により会計事務責任者に通知するものとする。

(寄附金の収納手続)

第6条 会計事務責任者は、前条の規定による通知を受けたときは、納入依頼書（別紙第4号様式）により、当該寄附金を収納する手続きをとらなければならない。

(寄附金の受入れ)

第7条 会計事務責任者は、寄附金を受入れたときは、直ちに学長が指定する金融機関に預託しなければならない。

2 会計事務責任者は、寄附金を受入れたときは、領収書（別紙第5号様式）を寄附者に

送付するものとする。

(寄附金の執行等)

第8条 寄附金の執行及び寄附金により取得した資産等の取扱いについては、国立大学法人奈良教育大会計規程（平成16年奈良教育大学規則第92号）等に従って処理するものとする。

(寄附金の使途等)

第9条 寄附金は、使途を定めその使途目的に沿って使用しなければならない。ただし、学長は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該使途を変更し、又は他の国立大学法人等に移し替えることができる。

一 寄附金の残額が少額となった場合

二 研究者の転任等に伴って、研究を行わないこととなった場合等

(帳簿の整理)

第10条 寄附金は、寄附金の名称毎に帳簿を備え、収支を明確にしなければならない。

(事務の範囲)

第11条 寄附金の受入れに関する事務は、教育研究支援課において行い、経理に関する事務は財務課において行う。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第62号）

この規則は、平成19年10月10日から施行し、平成19年9月1日から適用する。

附 則（平成24年規則第17号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第1号）

この規則は、平成25年1月30日から施行する。

附 則（平成27年規則第39号）

この規則は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成29年規則第34号）

この規則は、平成29年10月19日から施行する。

平成 年 月 日

国立大学法人 奈良教育大学長 殿

寄附者

住 所

氏 名

印

(法人にあっては法人名及び職・氏名)

下記のとおり寄附します。

記

1. 寄附金の名称

2. 寄 附 金 額 金 円

3. 寄 附 の 目 的 (記載例: 教育・研究助成のため)

4. 寄 附 の 条 件 (記載例: 条件なし)

5. そ の 他

寄附金受入決定通知書

平成 年 月 日

会計事務責任者 殿

国立大学法人 奈良教育大学
学 長 ○ ○ ○ ○ 印

下記のとおり、寄附金の受入を決定したので通知する。

記

1. 寄 附 者

2. 寄 附 金 額 金 円

3. 決 定 年 月 日

4. 寄 附 の 目 的

5. 寄 附 金 の 名 称

6. そ の 他

納 入 依 頼 書

平成 年 月 日

様

郵便番号 630-8528
住 所 奈良市高畑町
氏 名 国立大学法人 奈良教育大学
学 長 ○ ○ ○ ○ 印

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本学の教育研究に深いご理解とご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

また、このたびは、ご寄附のお申し出をいただき誠にありがとうございます。お申し出いただきました寄附につきましては、ありがたくお受けし、ご寄附の趣旨に沿うよう教育研究に役立たせていただく所存でございます。

つきましては、お申し出いただきました寄附金は、最寄りの銀行から下記銀行へお振込みいただきますようお願いいたします。

今後とも、本学の教育研究に対するご理解と、より一層のご支援を賜わりますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 振込先

銀行名 ○○銀行○○支店
口座番号 普通預金 ○○○○○○
口座名義 コクリツタケイカクホウジン ナ ラ キョウイクタケイカク
国立大学法人 奈良教育大学
カク チョウ
学 長 ○ ○ ○ ○

2. 振込金額 金 円

領 収 書

平成 年 月 日

様

郵便番号 630-8528

住 所 奈良市高畑町

氏 名 国立大学法人 奈良教育大学

学 長 ○ ○ ○ ○ 印

平成 年 月 日付で、お振り込みいただきました寄附金につきましては、次のとおり確かに受領いたしました。

金 額 金 円

上記の金額は、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号に基づき、財務大臣が指定した寄附金(昭和40年4月30日大蔵省告示154号)に該当するものです。

- (注) 1. この寄附金は、所得税法の寄附金控除の対象となる特定寄附金又は法人税法上の金額損金算入を認められる指定寄附金として財務大臣から指定されています。
2. 上記の措置を受けるために、確定申告に際して、この領収書が必要となりますので、相当の期間大切に保管願います。